

船舶インシデント調査報告書

令和2年11月4日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

インシデント種類	運航不能（推進器故障）
発生日時	令和元年11月5日 07時05分ごろ
発生場所	熊本県上天草市大矢野島北方沖 三角灯台から真方位259° 1,550m付近 (概位 北緯32°37.3′ 東経130°25.7′)
インシデントの概要	プレジャーボート天明丸は、南西進中、推進力が得られなくなり、運航不能となった。
インシデント調査の経過	令和元年12月11日、主管調査官（長崎事務所）を指名 原因関係者から意見聴取実施済
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	プレジャーボート 天明丸、4.2トン 260-33444熊本、個人所有 ディーゼル機関、船内外機、4サイクル、出力158kW、回転数 毎分3,683、6気筒、ボア94mm、使用燃料軽油、平成6年 11月進水
乗組員等に関する情報	船長、二級小型・特殊・特定
負傷者	なし
損傷	なし
気象・海象	気象：天気 曇り、風向 北北東、風力 2、視界 良好 海象：海上 平穏、潮汐 下げ潮の末期
インシデントの経過	<p>本船は、船長が1人で乗り組み、釣りの目的で、南西進中、主機のクラッチが抜けたような感覚があり、減速して停船した。</p> <p>本船は、船長がクラッチを中立として再び前進としたが、プロペラが回転しないことから運航不能と判断して海上保安庁に通報し、来援した監視取締艇にえい航されて熊本県宇城市内のマリーナに戻った。</p> <p>主機は、本インシデント後、修理業者が点検したところ、主機のドライブギアの摩耗により発生した鉄粉がドライブフィルタに詰まり、クラッチ盤を作動させるための油圧が低下して作動不良となっていたことが判明した。</p> <p>船長は、8月末ごろからプロペラ部に不具合を認め、修理業者にプロペラの交換と同部関連の修理及び整備を依頼し、本インシデント発生の前日に修理、整備及び試運転の完了の連絡及び説明を受けていたので、当日の本船の使用に支障はないと思っていた。</p>
分析	<p>本船は、南西進中、主機のドライブギアの摩耗により発生した鉄粉がドライブフィルタに詰まったことから、クラッチ盤を作動させるための油圧が低下して作動不良となり、運航不能となったものと考えられる。</p>

原因	本インシデントは、本船が南西進中、主機のドライブギアの摩耗により発生した鉄粉がドライブフィルタに詰まったため、クラッチ盤を作動させるための油圧が低下して作動不良となったことにより発生したものと考えられる。
再発防止策	今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。 <ul style="list-style-type: none">・業者に修理を依頼する際は、アウトドライブの開放整備を含めた点検を依頼すること。